

看護師等修学資金貸与条例の制定について

1 条例制定の目的

看護師等の養成施設に在学するものに対し、修学資金を貸与することにより、統合新病院における看護師等の確保及び質の向上を図ることを目的として条例を制定するもの。

2 修学資金貸与制度の概要

貸与の対象者	保健師、助産師、看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後、統合新病院で業務に従事しようとするもの。
貸与額	養成施設の学費に相当する額以内の額。 （月額5万円を限度・・・規則で規定）
貸与の期間	在籍している養成施設の修学期間を対象とするが、毎年度、申請・決定する。
返還	養成施設の退学や養成施設の卒業後に統合新病院に勤務しなかったときなどは、貸与した金額を返還する。
返還の猶予	やむを得ない理由があるときは、返還を一時猶予する。
返還の免除	養成施設を卒業後して1年以内に看護師の免許を取得し、直ちに統合新病院に勤務した場合で、統合新病院で勤務した期間が貸与を受けた期間以上のときは、返還を免除する。

3 平成26年度の貸与予定人数

5名を予定（平成26年当初予算で予算を計上予定）

4 条例の施行期日

平成26年4月1日

（平成25年6月議会に条例案を上程）